「平和と人権」市民ネットワーク情報　N020-4

事務局発行(℡ 0557-45-1182)　http://peaceito.moo.jp　　2020.4/14

イベント中止のお知らせ

5 月 3 日伊東憲法集会＆パレード

ご承知のように、新型コロナウイルスの感染が拡がり、日々事態が深刻化しています。4 月 7 日には緊急事態宣言が出され、被害の長期化が予想されます。多くの集会やイベント、行事が中止に追い込まれています。「伊東市民アクション」が予定していた 5 月 3 日の伊東の憲法集会とパレードをどうするか。事務局で協議した結果、このような情勢の下では中止もやむなしの結論に至りました。

しかし、コロナ問題を口実に、安倍政権は改憲論議や憲法審査会の開催を画策しています。このような時だからこそ、憲法が生きる政治が求められています。「市民アクション」は、市民の命と暮らしを守るために、「安倍 9 条改憲 NO！全国緊急署名」を広げ、改憲反対の世論で安倍政権を終わらせるため全力を挙げる所存です。

(「市民アクション」代表　斉藤昭夫)

5 月 17 日「主戦場」上映会

従軍慰安婦をテーマにした論争的な映画「主戦場」も中止のやむなきに至りました。公の施設である「ひぐらし会館」でこの映画が上映できることを一同喜び、その日を心待ちにしていました。が、ホールは密閉空間のうえ、多数の参観者が近接し合います。感染リスクの高いいわゆる「三密」の条件がすべて揃っています。有効な予防対策をとれる見込みも立ちません。

もう一つ、懸念しました。チケットを誼で買ってくれても、実際に会場に足を運んでくれるだろうか。結果的にカンパを強いることにならないか。コロナが終息してから、皆さんに安心して来場してもらった方が良いのではないか。このように考え、5 月 17 日の上映会を中止することにしました。必ずやまたの機会に上映したいと思います。

(「主戦場」上映実行委員会　一同)

◎5 月 1 日のメーデーも中止しました。

4 月 20 日(月)～24 日(金)　(市役所 1F ロビー)

ミニ憲法展　は開催します

1947 年 5 月 3 日に施行された日本国憲法は、今年の 5 月 3 日で 73 回目の誕生日を迎えます。その歩みを 48 枚のスライドにまとめました。ポツダム宣言受諾から夫婦別姓訴訟まで、著名な事件と裁判を通して、条文の文字とは異なる憲法の生きた姿を紹介します。是非、ご来場ください。

スライドの NO17～32 を同封(添付)しました。

できることを、無理なく

コロナ感染の影響は、広範囲に長期に及びそうです。その間、私たちの活動も制約されます。感染リスクを避けつつ、どんな活動ができるでしょう。大枠の基準は以下のようになるでしょうか。

①野外の不特定多数の集会は避ける。

…毎月 19 日の「スタンディング・アピール」は微妙です。20 人~30 人規模の行動は不特定多数の集まりといえるでしょう。当面継続しますが、状況によっては中止もあり得るかもしれません。

→4 月 19 日(日)14:00～伊東市観光会館前で実施します。

②不特定の人との対面での会話は避ける。

…戸別訪問や街頭署名は控えますが、ポスティングによる宣伝活動はできます。

→5 月 3 日(日)、地域ごとに集まってバンフの配布またはポスティング活動を計画。

→5 月 9 日(土)(「9 の日行動」)、14:00 に川奈コミセンに集合しポスティング。

③屋内での会合は、特定の少数の人の集まりに限定する。

…映画会や講演会を開くことはできません。が、「安保・地位協定」の学習会や「サークル例会」など、特定の少数の人の集まりは可能でしょう。

→第三回「安保・地位協定学習会」、4 月 29 日(水)14:00～市役所展望ギャラリー
ブックレット「日米地位協定」の学習。

寄稿　メガソーラー阻止！ご協力を　　輿水芳武

運動が始まって三年

阻止する会の運動は署名から始まりました。今、名前は訴訟を支援する会となっていますが、運動は脈々と続いています。当初から住民の声を無視し工事を強行する事業者は、杜撰な計画、防災上の不備が露呈し、伊東市が八幡野川の河川専有許可を不許可としたことから、現在工事は中断しています。しかし、事業者は不許可処分の取り消しを求めて裁判で争い、5 月 22 日には判決が出る予定になっています。

支援する会の工事差し止め訴訟

昨年 10 月地裁沼津支部に提訴しました。計画地は地形･土質が悪い上に,45ha もの樹木の伐採で、土砂崩れや水害等の危険が指摘されていました。今までに石脇沢の土石流、椎の木三本付近の路肩崩落が起き、周辺の池地区では昨年の台風 15 号によって 7 カ所もの山崩れが起きました。工事が強行されたなら、増々危険が増すことは明白であり、工事の中止を求めていかなければなりません。

一層のご支援をお願いします

①資金カンパ、②青汁の販売、③裁判の傍聴

＜当面の裁判日程＞

ⅰ)工事差し止め訴訟…地裁沼津支部、5 月 15 日 11 時 30 分～

ⅱ)宅造法許可の取消し訴訟…静岡地裁、5 月 22 日 10 時～

特集　「守れ！はたらくルール」

緊急!!　支援のお願い

「明日から自宅待機にして下さい。給料は８日後からは支払いません」・・・２人の子育て中のあなたに突然会社からこんなメールが届いたらどう思いますか。しかも、障碍者と関わり共に育ちあうはずの福祉を担う会社から・・・一人の労働者として誠実に働いてきたのにそんな仕打ちを受けたのが松本さんです。

なぜそんなことが？　あなたがそう思ってくださったら、ぜひ送付したニュースを読んでください。そして「３つのお願い」のうちどれか一つでも協力していただければ幸いです。≪一支援者≫

松本さんを支える会　ニュース

2020年4月3日　№1
代表　山崎　司（伊東地域労連議長）
連絡先　0557－37－9134

◆何が起きたの？①－市役所の「疑念」を作文して圧力

松本元延さんは市内の障がい者就労支援施設の職員です。知的及び精神の障害を抱えた利用者や職員がさらに過ごしやすくなるよう意見を言い、労働条件改善も求めてきました。

一人でも加入できる労働組合「ローカルユニオン静岡」に加入し、そのことを昨年１月に会社側へ知らせると、５月１６日に突然呼び出され、「松本氏からの言動に関して利用者からクレームを受けて市役所側から事業所の在り方に疑念を呈されている」（昨年１１月２５日　会社側回答書）として、会社のため「指導書」と「念書」への署名を求められました。

しかし、後に市の担当者に確かめると「疑念」は事実無根。「そもそも指導は県の管轄、市にその権限はない」といいます。事実を知った松本さんは直ちに署名の撤回を求めました。

◆②一方的「自宅待機」指示。給与支給拒否に労基署も「×」

本年１月１０日、会社側は松本さんの業務変更を指示して事実上「仕事外し」を行いました。３０日にパワハラによるストレス障がいの診断書を提出すると、何の協議もないまま夜になって突然「自宅待機指示」のメールが来ます。翌日給与を取りに行くと事務所への立ち入りを拒否され、やむなく奥さんが貰ってきました。２月８日以降松本さんは無収入の状態です。

３月２３日、三島労働基準監督署は会社代表を呼び、「労基法２６条違反。休業手当を支払え」と通告しました。一方的出勤停止を、以下に記す「使用者の責に帰すべき事由による休業」と認めたのです。会社はその後支払いを表明。松本さんの正しさはここでも明らかです。

> 労基法第２６条　使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

◆労働者の権利を守って障碍者の権利も守ろう!!

「上司にとって、利用者の立場を思って意見を述べる部下はいやでしょう・・・でも、松本職員の優しさを知っているので頑張って書きました。これを約２時間かけて書きました」。ある利用者は８ページにわたる手紙をローカルユニオン静岡によせ、このように松本さん応援の想いを記しました。

松本さんの職場復帰は、こうした多くの利用者と共通する願いです。仕事に誇りを持って働く労働者の権利を守ることは、利用者の人権が尊重される居場所づくりにつながっています。

◆そこで、みなさんへお願い

①松本さんを支える会に入ってニュースなどを配り、支援の輪を広げて下さい。

②裁判に備え資金が必要です。支える会の会費は一口千円。できれば何口もお願いします。カンパも歓迎。

③松本さんを呼んで話を聞いて下さい。何よりの励ましです。伊東で働く労働者の権利を守りましょう。

非正規の労働現場から ―― 公立保育園の場合

伊東市には４つの公立保育園と障害児通園施設が１園あり、先進的な「伊東の保育」を創り上げてきました（下記）。しかし増大する保育需要とは裏腹に、行革・民営化の波の中で正規から臨時職員への置き換えが進み、現在総勢１１６人の職員のうち約４割が非正規となっています。合わせて長時間労働や持ち帰りなどサービス残業も横行し休みも取れないなど過酷な職場実態となっており、その中で臨時職員も正規と同様の仕事内容・責任を担いながら、低待遇にもかかわらず保育の質を維持してきました。

このような働かせ方を改め処遇改善につなげる目的で法改正が行われ、この４月から自治体の臨時職員は「会計年度任用職員」という呼び名に変わりました。伊東市職労でも「臨時だって仕事に誇りをもってる！」という声を集めて、賃金設定や休暇制度など一定の処遇改善も図らせましたが、実際の働き方に目を向けず労働時間を削減するなど不合理な任用もまかり通っています。結局は、“いつでも雇い止め、いつまでも非正規”を押し付ける政府の雇用破壊の政策に変わりなく、安上がりの労働力は市民サービスの低下につながります。これを黙認し続けるブラック市役所を許さない市民運動が必要です。

※伊東市職労保育園支部作成チラシより

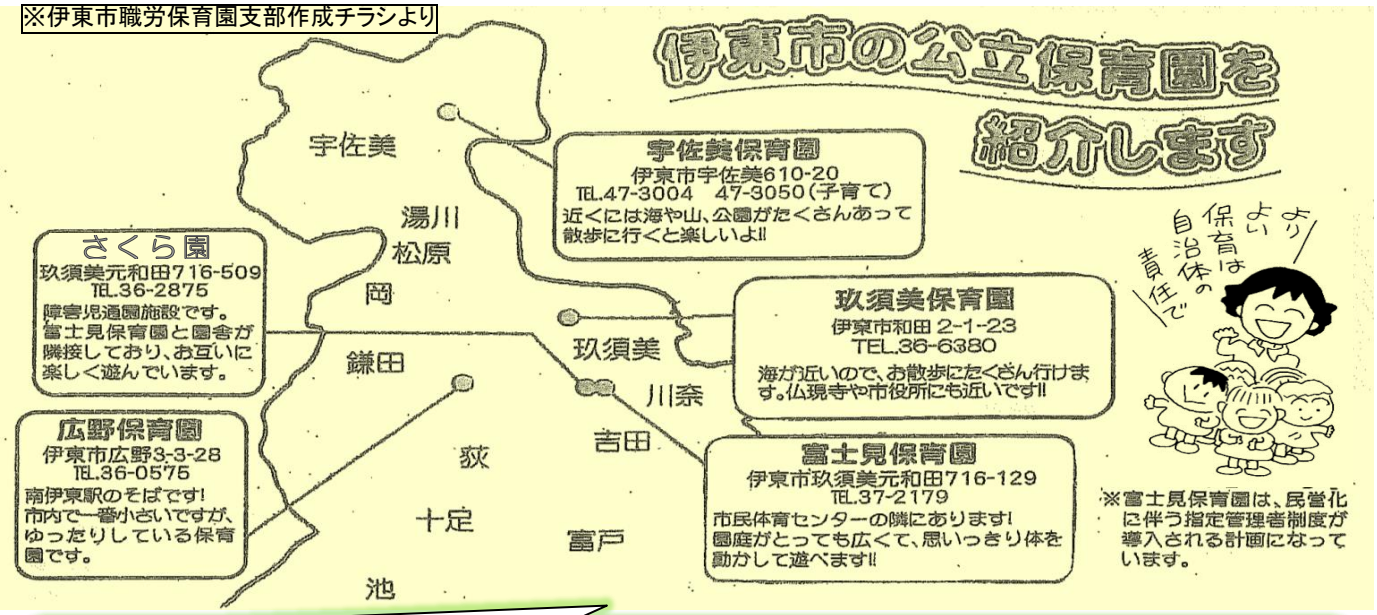

✷一時預かり保育	就園していないお子さんを対象に、緊急的・一時的に預けることができます（玖須美保育園）
✷休日･祝日保育	毎日曜日・全祝日（12/31～1/3 除く）12/28 までは通常保育、年末保育は 12/29・30 に行っています
✷手作り給食	給食は手作りが基本です。アレルギー食にも対応しています。
✷子育て支援センター	子育ての相談を随時受けています。また、園を開放したり、専門職員と一緒に親子で遊んでいます。
✷0歳児保育	産休明け 2 ヶ月より、お預かりしています（玖須美保育園）
✷あそぼう会	地域の 2 歳児のお子さんを対象に、園を開放し、親子で楽しく遊べる場を提供しています
✷療育支援(さくら園)	療育を必要とする子のポニー教室や、発達・子育てに不安のある子の相談や教室を行っています